

令和 7 年 2 月 2 6 日
保健福祉政策部国保・年金課

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正理由

保険料の保険料率等を改定するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 保険料率等の改定

①基礎分及び後期高齢者支援金分（特別区共通保険料率）の改定

第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16

基礎分及び支援金分			令和 7 年度		令和 6 年度	
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)		基礎分 62:38 支援金分 62:38		基礎分 63:37 支援金分 62:38	
	所得割率		10.40%		11.49%	
	基礎分	支援金分	7.71%	2.69%	8.69%	2.80%
	均等割額		64,100円		65,600円	
	基礎分	支援金分	47,300円	16,800円	49,100円	16,500円
	賦課限度額		920,000円		890,000円	
	基礎分	支援金分	660,000円	260,000円	650,000円	240,000円
一人当たり保険料			152,673円		156,520円	
基礎分		支援金分	112,646円	40,027円	117,124円	39,396円
一人当たり保険料 前年度との比較		金額	▲3,847円		13,157円	
		率	▲2.46%		9.18%	

②介護納付金分（特別区共通保険料率。対象は40歳～64歳の被保険者）の改定

第16条の4

介護納付金分		令和 7 年度	令和 6 年度
保険料率等	賦課割合※ (所得割：均等割)	61:39	62:38
	所得割率	2.25%	2.36%
	均等割額	16,600円	16,500円
	賦課限度額	170,000円	170,000円
一人当たり保険料		39,565円	39,499円
一人当たり保険料 前年度との比較	金額	66円	691円
	率	0.17%	1.78%

※区の賦課割合。特別区共通の賦課割合は、所得割58：均等割42

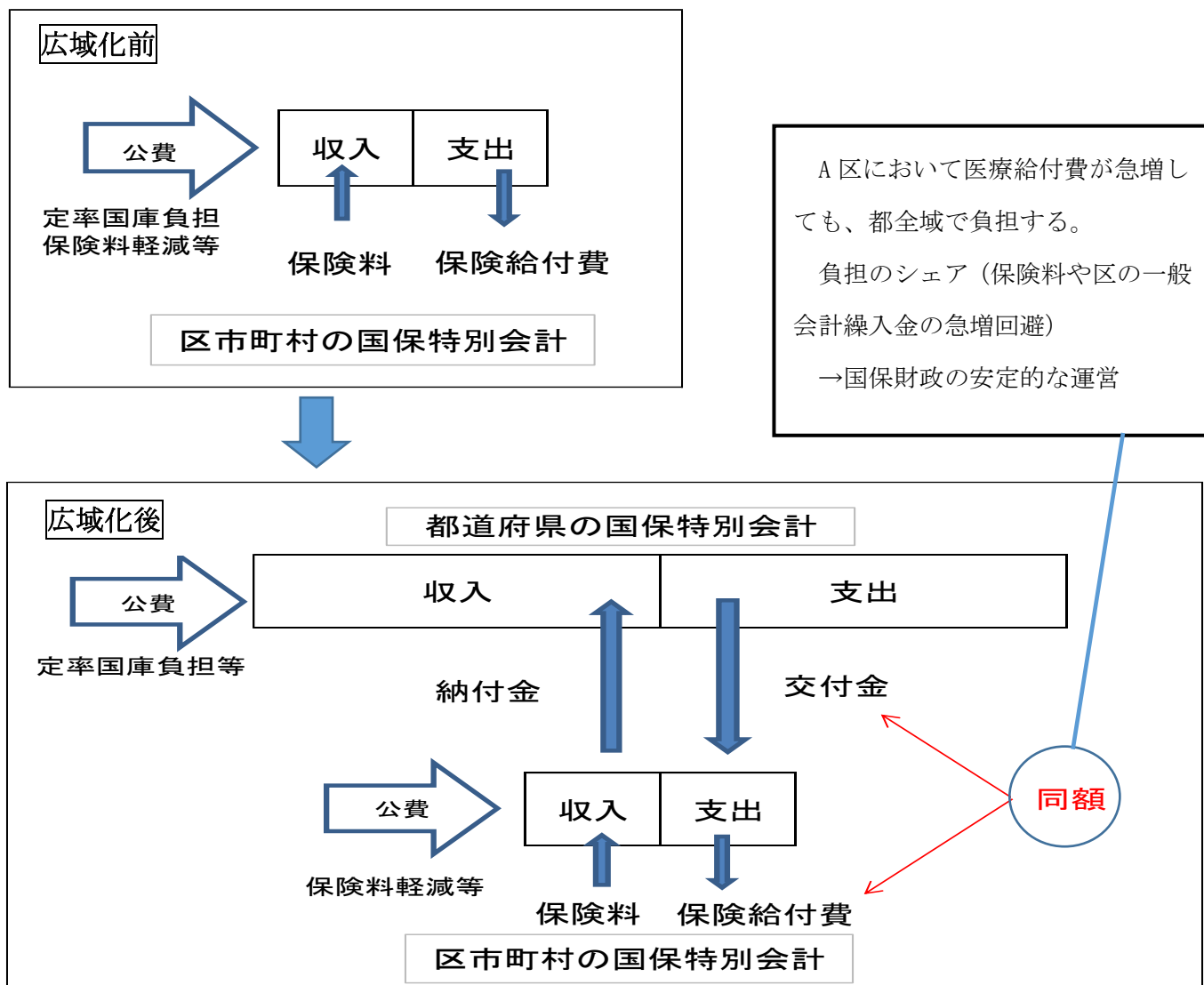
③国民健康保険財政運営の基本的な仕組み

○国民健康保険法の規定により、国保の保険者である区市町村は国民健康保険料を徴収しなければならないこととされている。

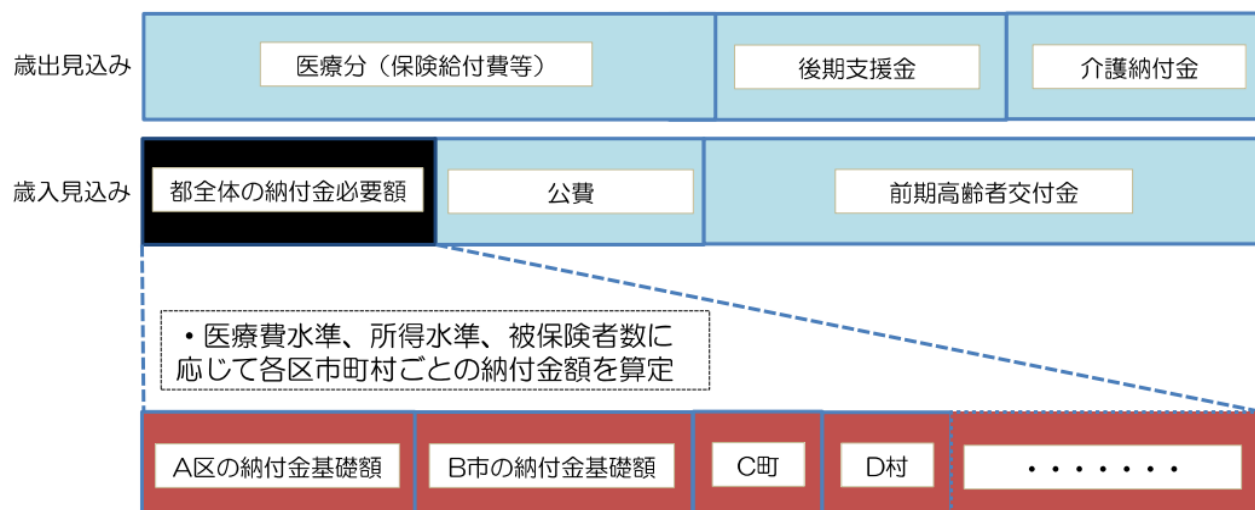
○平成30年度の制度改革（国保の広域化）により、都道府県も保険者として財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。それまでは、各区市町村が地域ごとの医療給付費等を基に保険料を算定する仕組みが原則だったが、都道府県が区域内すべての医療費等を賄うために必要な額として区市町村ごとに算定する納付金を基に、保険料を算定する仕組みに改められた。

- ・区市町村は保険料等を財源として、東京都が算定する医療費の見込等に応じた額を納付金として東京都に支払う（国民健康保険事業費納付金）。
- ・東京都は区市町村から支払われた納付金や国の公費等を財源として、年度内における保険給付に必要な費用を全額、区市町村に支払う（保険給付費等交付金）。
- ・区市町村は東京都の交付金を財源として、診療報酬等を医療機関等に支払う。

【国保財政のイメージ図】



【国民健康保険事業費納付金の算定方法の概要】



令和6年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料より

④国民健康保険事業費納付金の算定結果について（都全体の数値）

【令和7年度納付金の算定結果（東京都作成資料）】

事 項	R6算定 (確定係数)	R7算定 (確定係数)	差	伸び率
被保険者数（医療・後期）	247万6千人	245万4千人	▲2万2千人	▲0.9%
給付費総額	8,096億円	7,796億円	▲300億円	▲3.7%
1人当たり給付費	326,924円	317,639円	▲9,285円	▲2.8%
納付金総額 ※	4,621億円	4,341億円	▲280億円	▲6.1%
1人当たり納付金額 ※	213,354円	203,341円	▲10,013円	▲4.7%

※医療・後期・介護ごとに算出し、合算した金額

令和7年度の納付金は、令和6年度と比較し総額が▲280億円（▲6.1%）、1人当たりが▲10,013円（▲4.7%）の減となった。

納付金を算定した東京都は、主な減理由として、推計で用いる1人当たり医療費の令和7年度推計値が令和6年度推計値よりも低くなったために保険給付費が下がったこと、決算剰余金を前年度よりも多く活用したこと（6年度約30億円→7年度約156億円）を挙げている。

なお、高額療養費制度の見直し（以下参照）による保険給付費の減及び納付金の減が今回の算定において反映されている。

※高額療養費制度の見直しについて

高額療養費は、同一月内に支払った医療費の一部負担金を合算して、所得区分によって設定されている自己負担限度額を超えた分を支給する制度である。

国は、被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、令和7年8月から令和9年8月にかけて、段階的な見直し（自己負担限度額の引き上げ・所得区分の細分化）を実施することとしている。

※都内保険料水準の統一を見据えた納付金ベースの統一について

国の方針により、都道府県内の保険料水準の統一を目指すこととされている。東京都は、保険料水準統一の第1段階として、令和12年度に納付金ベースの統一（納付金の算定に各区市町村の医療費水準を反映させない等）が達成できるよう、令和6年度から段階的に取り組んでいる。

⑤令和7年度保険料率算定における考え方

ア 統一保険料方式について

特別区では、同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料となるよう、東京都が算定する納付金の額に基づき、特別区全体の基準保険料率等を特別区長会において設定し、各区が条例で定める「統一保険料方式」を採用している。

イ 特別区独自の負担抑制策について

平成30年度の制度改革による納付金制度導入に伴う保険料急増への独自激変緩和措置として、国の激変緩和措置期間（6年間）にあわせ、平成30年度は納付金の94%を賦課総額に組み入れ（納付金組入率）、この割合を年1%ずつ引き上げるロードマップを作成し、負担抑制してきた。

このロードマップは、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊な要因により、計画通り進まなかったため、令和6年2月の区長会総会において、当初から遅れた2年分を延長し、令和8年度の達成を目指すこととした。令和7年度の納付金組入率は、ロードマップのとおり99%とする。

必要な保険料賦課額を「100」とした時の納付金組入率と追加公費負担

年度	納付金組入率	追加公費負担※
平成30年度	100×94%	—
令和元年度	100×95%	—
令和2年度	100×96%	—
令和3年度	100×96%	納付金組入率据え置き
令和4年度	100×97.3%	106億円を追加公費負担
令和5年度	100×97.3%	納付金組入率据え置き 157億円を追加公費負担
令和6年度	100×98%	103億円を追加公費負担
令和7年度	100×99%	—
令和8年度	100×100%	

※令和3年度～6年度の保険料率算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響による区民の負担増を抑制するため、特別区では上表のとおり追加公費負担を行ってきた。なお、令和4～6年度は新型コロナウイルス感染症に係る影響額について更なる公費負担を行っているため、実際の納付金組入率（基礎・支援・介護合算）は、令和4年度93.8%、5年度92.4%、6年度94.9%となった。

以上を踏まえた、令和7年度保険料の算定の概要は資料1のとおり。

(2) 低所得者の均等割保険料軽減額の変更（第19条の2）（下線部分が改正箇所）

世帯主と被保険者全員の前年の所得の合計が、下表「①世帯の軽減基準額」以下の世帯は、「②保険料均等割の軽減額」のとおり、軽減区分に応じて均等割額を減額する。

軽減額は、均等割額の改定により変更となるほか、国の軽減基準の改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の世帯の軽減基準額を引き上げる。

軽減区分	①世帯の軽減基準額	②保険料均等割の軽減額	
		令和7年度	令和6年度
7割軽減	【変更なし】 43万円 +10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) <u>33,110円</u> (支援金分) <u>11,760円</u> (介護分) <u>11,620円</u>	(基礎分) 34,370円 (支援金分) 11,550円 (介護分) 11,550円
5割軽減	【令和6年度】 43万円+ <u>29.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1) ↓ 【令和7年度】 43万円+ <u>30.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) <u>23,650円</u> (支援金分) <u>8,400円</u> (介護分) <u>8,300円</u>	(基礎分) 24,550円 (支援金分) 8,250円 (介護分) 8,250円
2割軽減	【令和6年度】 43万円+ <u>54.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1) ↓ 【令和7年度】 43万円+ <u>56万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数－1)	(基礎分) <u>9,460円</u> (支援金分) <u>3,360円</u> (介護分) <u>3,320円</u>	(基礎分) 9,820円 (支援金分) 3,300円 (介護分) 3,300円

※上記の軽減額の変更に伴い、未就学児の保険料均等割の軽減額も変更となる（第19条の4）。

保険料率等改定及び保険料軽減額の変更を踏まえた、令和 7 年度保険料額のモデルケースは資料 2 のとおり

3 改正箇所 資料 3（新旧対照表） のとおり

4 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

令和7年度 国民健康保険料の算定の概要(特別区)

資料 1

【基礎分(医療分)保険料】

特別区の保険料総額

1,914億円

国民健康保険事業費納付金
(特別区全体・激変緩和後) 2,058億円
※必要額2,079億円×独自激変緩和99%

+

【加算項目】
出産育児諸費等
71億円

-

【減算項目】
保険者支援制度等
216億円



賦課割合
58

対

賦課割合
42

所得割分
1,110億円

÷

特別区の所得総額
1兆4,414億円

≒

所得割保険料率
7.71%

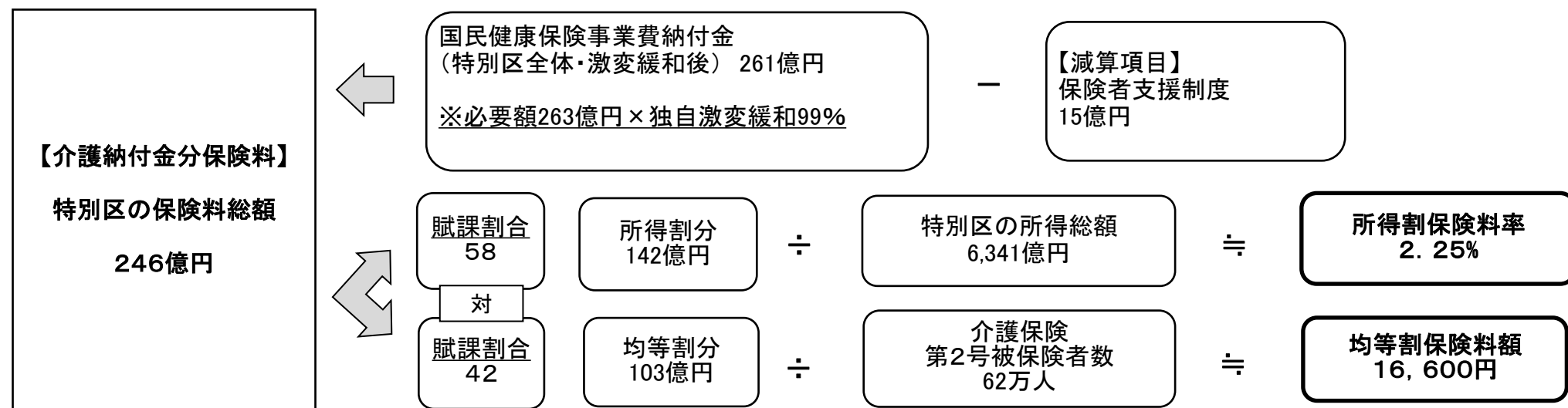
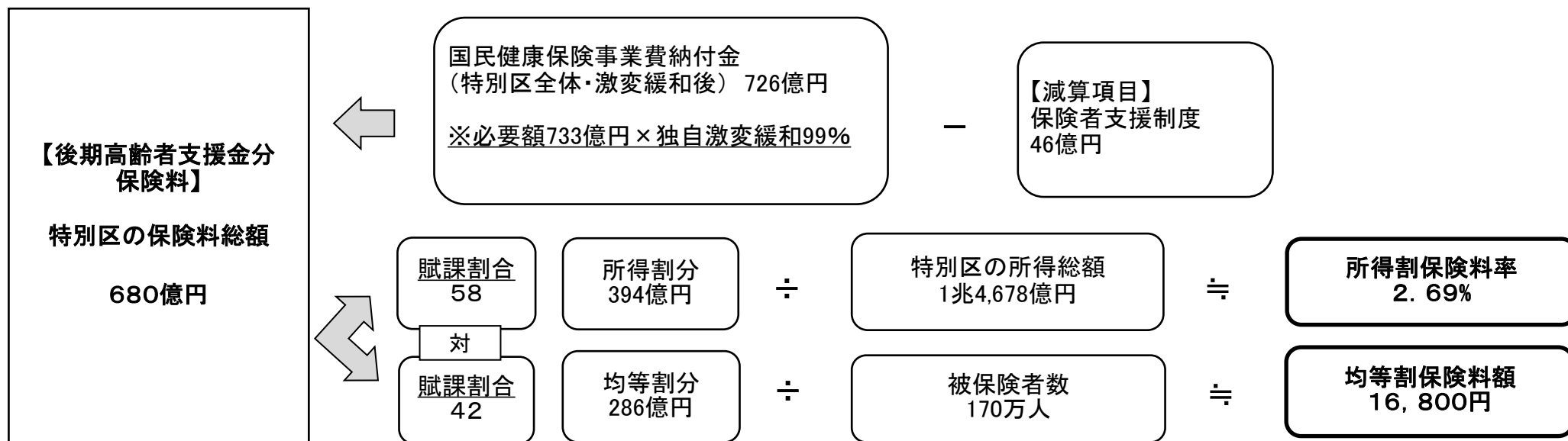
均等割分
804億円

÷

被保険者数
170万人

≒

均等割保険料額
47,300円



資料 2

国民健康保険料率変更の影響(モデルケース) 基礎分・支援金分

保険料率等	7年度			6年度		
	基礎+ 支援金分	(内訳)		基礎+ 支援金分	(内訳)	
		基礎分	支援金分		基礎分	支援金分
所得割率	10.40%	7.71%	2.69%	11.49%	8.69%	2.80%
均等割額	64,100	47,300	16,800	65,600	49,100	16,500
賦課限度額	920,000	660,000	260,000	890,000	650,000	240,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)・1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料(a)(基礎+支援)	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	523,476	621,141	722,253	831,408
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839
		均等割分	19,230	19,230	51,280	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)		19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939
	前年度保険料との比較[b]-[a]		-450	-450	-6,323	-17,523	-26,516	-35,672	-44,937	-54,202
	対前年度比[b]/[a]		0.977	0.977	0.941	0.925	0.919	0.916	0.914	0.913

均等割軽減 ⑦:-44,870 ⑦:-44,870 ②:-12,820

②年金受給者(65歳以上)・2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料(a)(基礎+支援)	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	589,076	686,741	787,853	869,620
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	0	48,880	152,880	238,679	326,039	414,439	502,839
		均等割分	38,460	38,460	64,100	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)		38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039
	前年度保険料との比較[b]-[a]		-900	-900	-6,623	-19,023	-28,016	-37,172	-46,437	-55,702
	対前年度比[b]/[a]		0.977	0.977	0.945	0.937	0.929	0.924	0.921	0.919

均等割軽減 ⑦:-89,740 ⑦:-89,740 ⑤:-64,100

③給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料(a)(基礎+支援)	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	517,157	613,673	717,083	826,238
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080
		均等割分	19,230	32,050	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100	64,100
	保険料[b](基礎+支援)		19,230	34,130	156,660	229,460	306,420	389,620	472,820	560,180
	前年度保険料との比較[b]-[a]		-450	-968	-11,201	-18,831	-26,897	-35,617	-44,337	-53,493
	対前年度比[b]/[a]		0.977	0.972	0.933	0.924	0.919	0.916	0.914	0.913

均等割軽減 ⑦:-44,870 ⑤:-32,050

④給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料(a)(基礎+支援)	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	582,757	679,273	782,683	868,360
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080
		均等割分	38,460	64,100	102,560	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200
	保険料[b](基礎+支援)		38,460	66,180	195,120	293,560	370,520	453,720	536,920	624,280
	前年度保険料との比較[b]-[a]		-900	-1,718	-12,101	-20,331	-28,397	-37,117	-45,837	-54,993
	対前年度比[b]/[a]		0.977	0.975	0.942	0.935	0.929	0.924	0.921	0.919

均等割軽減 ⑦:-89,740 ⑤:-64,100 ②:-25,640

⑤給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度保険料(a)(基礎+支援)	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	615,557	712,073	815,483	875,210
7年度	保険料(基礎+支援)	所得割分	0	2,080	92,560	165,360	242,320	325,520	408,720	496,080
		均等割分	48,075	80,125	80,125	128,200	160,250	160,250	160,250	160,250
	保険料[b](基礎+支援)		48,075	82,205	172,685	293,560	402,570	485,770	568,970	656,330
	前年度保険料との比較[b]-[a]		-1,125	-2,093	-60,776	-20,331	-29,147	-37,867	-46,587	-55,743
	対前年度比[b]/[a]		0.977	0.975	0.740	0.935	0.932	0.928	0.924	0.922

均等割軽減 ⑦:-134,610 ⑤:-96,150 ⑤:-96,150 ②:-38,460

国民健康保険料率変更の影響(モデルケース) 介護分

保険料率等	7年度	6年度
	介護分	介護分
所得割率	2.25%	2.36%
均等割額	16,600	16,500
賦課限度額	170,000	170,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①給与所得者(65歳未満)・1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](介護)			4,950	8,722	37,504	54,024	71,488	90,368	109,248	129,072	150,312	170,000
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	148,950
		均等割分	4,980	8,300	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
	保険料[b](介護分)		4,980	8,750	36,625	52,375	69,025	87,025	105,025	123,925	144,175	165,550
	前年度保険料との比較[b]-[a]		30	28	-879	-1,649	-2,463	-3,343	-4,223	-5,147	-6,137	-4,450
	対前年度比[b]/[a]		1.006	1.003	0.977	0.969	0.966	0.963	0.961	0.960	0.959	0.974

均等割軽減 ⑦:-11,620 ⑤:-8,300

②給与所得者(65歳未満)・2人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](介護)			9,900	16,972	47,404	70,524	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	148,950
		均等割分	9,960	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料[b](介護分)		9,960	17,050	46,585	68,975	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000
	前年度保険料との比較[b]-[a]		60	78	-819	-1,549	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0
	対前年度比[b]/[a]		1.006	1.005	0.983	0.978	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ②:-6,640

③給与所得者(65歳未満)・3人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](介護)			9,900	16,972	47,404	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	147,825
		均等割分	9,960	16,600	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料[b](介護分)		9,960	17,050	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000
	前年度保険料との比較[b]-[a]		60	78	-10,779	-1,589	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0
	対前年度比[b]/[a]		1.006	1.005	0.773	0.975	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ⑤:-16,600 ②:-6,640

④給与所得者(65歳未満)・4人世帯〔世帯主(40歳)＋配偶者(40歳・収入なし)＋子(5歳・収入なし)＋子(1歳・収入なし)〕

年 収			※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
6年度基準保険料[a](介護)			9,900	16,972	37,504	63,924	87,988	106,868	125,748	145,572	166,812	170,000
7年度	保険料(介護分)	所得割分	0	450	20,025	35,775	52,425	70,425	88,425	107,325	127,575	147,825
		均等割分	9,960	16,600	16,600	26,560	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
	保険料[b](介護分)		9,960	17,050	36,625	62,335	85,625	103,625	121,625	140,525	160,775	170,000
	前年度保険料との比較[b]-[a]		60	78	-879	-1,589	-2,363	-3,243	-4,123	-5,047	-6,037	0
	対前年度比[b]/[a]		1.006	1.005	0.977	0.975	0.973	0.970	0.967	0.965	0.964	1.000

均等割軽減 ⑦:-23,240 ⑤:-16,600 ⑤:-16,600 ②:-6,640

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 改正 (略) 令和6年10月1日条例第42号 世田谷区国民健康保険条例 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の7.71（基礎賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）	○世田谷区国民健康保険条例 昭和34年11月10日条例第14号 改正 (略) 令和6年10月1日条例第42号 世田谷区国民健康保険条例 目次 第1章 総則（第1条） 第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会（第2条・第3条） 第3章 被保険者（第4条） 第4章 保険給付（第5条—第12条） 第5章 保健事業（第13条） 第6章 保険料（第14条—第24条の6） 第7章 雑則（第25条・第26条） 第8章 罰則（第27条—第29条） 付則 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の8.69（基礎賦課総額の100分の63に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

改正後	改正前
(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>47,300円</u> (基礎賦課総額の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (略) (基礎賦課限度額)	(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>49,100円</u> (基礎賦課総額の100分の<u>37</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (略) (基礎賦課限度額)
第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>650,000円</u>を超えることができない。 (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>2.69</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>16,800円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)	第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>2.8</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数) (2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき <u>16,500円</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額) (略) (後期高齢者支援金等賦課限度額)
第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>260,000円</u>を超えることができない。 (略) (介護納付金賦課額の保険料率)	第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>240,000円</u>を超えることができない。 (略) (介護納付金賦課額の保険料率)

改正後	改正前
第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>2.25</u>（介護納付金賦課総額の100分の<u>61</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,600円</u>（介護納付金賦課総額の100分の<u>39</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） (略) （低所得者の保険料の減額） 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000円</u>を超える場合には、<u>660,000円</u>）及び第15条の10の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>260,000円</u>を超える場合は、<u>260,000円</u>）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であ	第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>2.36</u>（介護納付金賦課総額の100分の<u>62</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数） (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>16,500円</u>（介護納付金賦課総額の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） (略) （低所得者の保険料の減額） 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の規定により算定した基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）及び第15条の10の規定により算定した後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>240,000円</u>を超える場合は、<u>240,000円</u>）並びに第16条の2の規定により算定した介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であ

改正後	改正前
って、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所	って、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所

改正後	改正前
得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>33,110円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,760円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,620円</u> (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の	得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>34,370円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,550円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>11,550円</u> (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の

改正後	改正前
2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>305,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>23,650円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,400円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,300円</u> （3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>560,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,460円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険	2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>24,550円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,250円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,250円</u> （3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>9,820円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険

改正後	改正前
者 1 人につき <u>3,360円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人につき <u>3,320円</u> (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額 ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>7,095円</u> イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>11,825円</u> ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>18,920円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>23,650円</u> (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額 ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,520円</u> イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>4,200円</u> ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,400円</u> (略) <u>附 則（令和7年 月 日条例第 号）</u>	者 1 人につき <u>3,300円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人につき <u>3,300円</u> (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に定める金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額 ア 第19条の2第1号アに定める金額を減額した世帯 <u>7,365円</u> イ 第19条の2第2号アに定める金額を減額した世帯 <u>12,275円</u> ウ 第19条の2第3号アに定める金額を減額した世帯 <u>19,640円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>24,550円</u> (2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、未就学児1人について当該アからエまでに定める額 ア 第19条の2第1号イに定める金額を減額した世帯 <u>2,475円</u> イ 第19条の2第2号イに定める金額を減額した世帯 <u>4,125円</u> ウ 第19条の2第3号イに定める金額を減額した世帯 <u>6,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>8,250円</u> (略)

改正後	改正前
<u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の第15条の 4、第15条の 8、第15条の12、第15条の16、第16条の 4、第19条の 2 及び第19条の 4 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	